

柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

制定 平成30年 4月20日

施行 平成30年 4月20日

(目的等)

第1条 この要綱は、自主防犯活動の補完として街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、設置の費用を交付することにより、犯罪等の抑止力の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会、自治会、区及び集合住宅の管理組合その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防を目的として公道その他の不特定多数の者が往来する公共の場所等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (3) 自主防犯活動 防犯パトロール、啓発品の配布及び防犯講習会の開催等の犯罪の予防を目的として地域団体が行う自主的な活動をいう。

(補助の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を満たす地域団体とする。

- (1) 自主防犯活動の実績があり、かつ、今後も自主防犯活動の実施が見込まれること。
- (2) 柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針を遵守するものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの購入及び設置をするものであること。
- (2) 街頭防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了報告できる事業であること。
- (3) 他の法令等により、国、県等から同種の補助金の交付を受けていない事業であること。

(申請の時期及び台数)

第5条 交付申請は事業着手前とし、年度内に1回までとする。

2 申請台数は2台までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 街頭防犯カメラの購入費
- (2) 街頭防犯カメラの設置表示板等の購入費
- (3) 街頭防犯カメラの設置工事費(既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費を除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、街頭防犯カメラ1台につき新規設置は30万円、更新設置は20万円を上限とする。

(標準処理期間)

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、45日とする。

(実績報告書提出期間)

第9条 柏市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書の提出期限は、

当該年度の2月最終開庁日とする。

(処分の制限)

第10条 街頭防犯カメラは、規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、補助事業の完了した日の属する年度の終了後から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。